

都市計画(案)の概要報告書

〔公園〕

都市計画区域	館林都市計画区域	決定権者	邑楽町
都市計画の種類	公園		
都市計画の種類 ごとの決定・変更 の別	変更	当該箇所 の変更・追 加の別	変更
名称	3・3・102号松本公園	種別	近隣公園
位置	・ 3・3・102号松本公園 邑楽町大字石打字松本、字家間、大字藤川字谷中の各一部		
概 要			
・ 3・3・102号松本公園 3・3・102号松本公園の区域を変更 既決定：A＝2.9ha(昭和56年1月30日決定) 変 更：A＝2.9ha			
理 由			
3・3・102号松本公園及びその周辺は福祉センターや高島公民館、高島小学校、おうら子ども園が整備されている地区であり、町都市計画マスタープランにおいても、地区の生活拠点として位置付けられている。 しかし、地区の主要道路である町道1-68号線は、一部が3・3・102号松本公園の敷地により見通しが悪く、幅員も狭小で歩道が整備されていないことから、歩行者が危険な状態にさらされている。また、小学校が近いことから、通学時の児童の安全対策を講じる必要がある。 また、あわせて忠霊塔が公園区域から除外されているが、忠霊塔管理者から区域に編入することに同意があった。 したがって、歩行者の安全確保に向けた隣接町道の拡幅と、公園の中心に位置する忠霊塔を含めた一体的な維持管理と利用に向け、都市計画公園の区域を変更するものである。			
区域区分	線引き都市計画区域		
周辺の用途指定	用途地域指定外		
国・県道等との接道、アクセス道路の考え方	公園南側に位置する町道1-68号線から県道赤岩足利線、国道122号へアクセスする。		
農地等の潰廃	無		
その他	【都市公園法上の位置付け】 第二条第一項に規定される地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園。		